

所得税法施行令第 217 条の 2 第 2 項及び第 3 項並びに  
法人税法施行令第 77 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定による認定書

公益信託の名称

公益信託日本経団連自然保護基金

公益信託の目的

アジア太平洋地域を主とする開発途上国地域の自然に係る保護活動及びわが国の自然環境  
保全地域等の自然に係る保護活動に対する支援を行うことにより、これらの自然保護活動の  
推進を図り、もって人類の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

受託者の名称

住友信託銀行株式会社 取締役社長 常陰 均

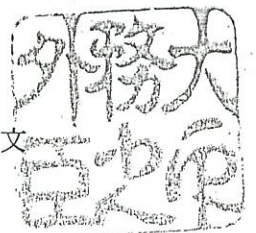
受託者の所在地

大阪府大阪市中央区北浜四丁目 5 番 3 3 号

上記の公益信託は、所得税法施行令第 217 条の 2 第 3 項及び法人税法施行令第 77 条の 4 第 3  
項の要件に該当する特定公益信託であることを認定する。

平成 22 年 3 月 29 日

外務大臣臨時代理 国務大臣 平野 博文



環境大臣 小沢 鋭 仁



社団法人日本燐寸工業会 様

受領証

金額 ¥4,420※

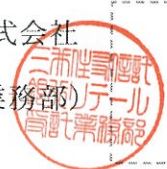
平成24年3月30日

公益信託 経団連自然保護基金への  
寄附金として上記正に受け取りました。

公益信託 経団連自然保護基金

受託者 三井住友信託銀行株式会社

(リテール受託業務部)リテール



● 添付書類：認定特定公益信託の認定書（写）

本受領証と添付の認定書（写）は、受取日の属する年の確定申告において寄附金として申請する際に、所管の税務署にご提出いただく書類です。